

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

23年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

本事業は、環境配慮型経営に積極的に取り組む企業について環境格付を通じて金利を優遇する融資に対して利子補給することにより、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発を促進し、引いては温室効果ガスの排出削減が組み込まれた低炭素社会の形成を推進します。

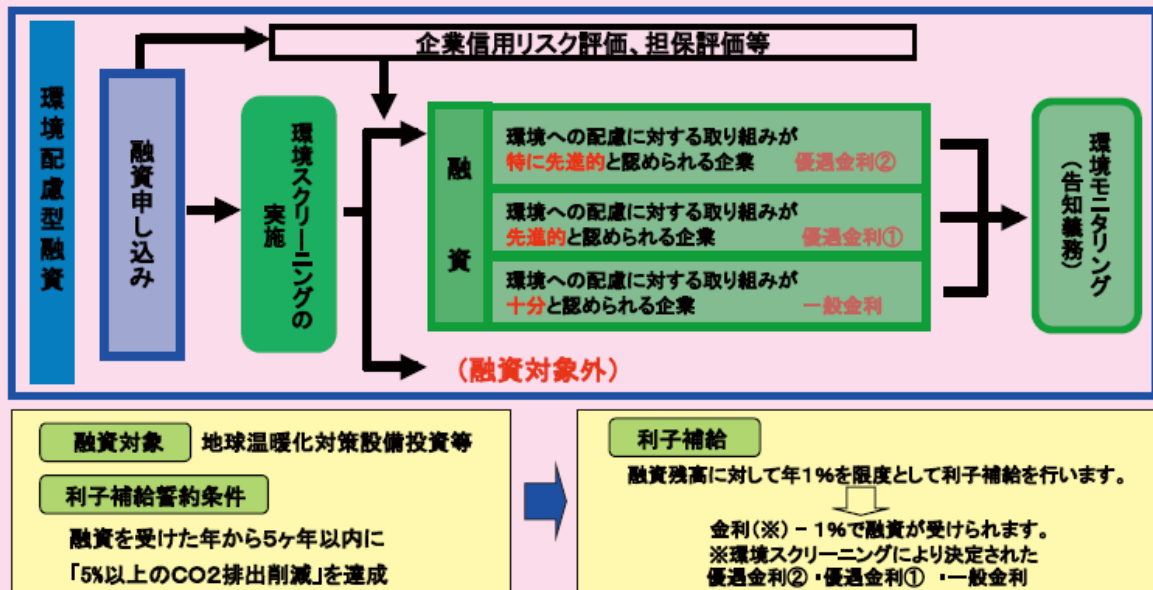
事業内容

①事業概要

金融機関において行われている、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う融資制度(以下「環境配慮型融資」)が対象となります。この融資制度で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5ヶ年以内に5%以上のCO₂排出削減を誓約した場合に、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行います。なお、CO₂排出削減の誓約については、継続的にモニタリングを行い、5年後までに5%以上のCO₂排出削減に達しなかった場合、本事業における補助金相当額については、補助対象者が全部又は一部負担することとなります。

②対象となる環境配慮型融資のイメージ

企業の環境配慮の取組全体を複数の項目によるスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利を決定するものです。例えば、環境への配慮に対する取組が十分な企業には一般金利(通常の金利)、環境への配慮に対する取組が先進的な企業には金利①(金利が優遇されている)、環境への取組が特に先進的な企業には金利②(最も金利が優遇されている)などとし、評価結果に応じた段階的な金利を適用して融資を実施するものです。



委託内容

- ①補助対象者……金融機関
- ②対象事業……金融機関が実施する企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う事業の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの。
- ③その他……融資を受ける事業者は融資を受けた年から5ヶ年以内にCO₂排出を5%以上削減することを誓約する必要があります。融資残高に対して、年利1%相当の補助金を交付します。誓約が達成できなかった場合には、原則として、交付された補助金相当額は全部又は一部返納する必要があります。